※第 号

## 子どものための教育・保育支給認定申請書兼 こども園・保育所等入園申込書(2号・3号認定用)

(	新規	•	継続	•	変更	
(	77/ N/T		かとはかれた		/Z X	- /

まんのう町長 殿

<b>会和</b>	年	月	日

子どものための教育・保育支給認定及びこども園・保育所等への入園については、入園案内の内容を了承し、次のとおり申し込みます。また、申込書に記入している全員について、町民税課税台帳、住民基本台帳及び福祉情報の閲覧を事務担当者に委任します。さらに、その情報に基づき決定した利用者負担額について、こども園・保育所等に対して提示することに同意します。

なお、虚偽の届出をした場合や、必要書類を提出しない場合は、保育の利用を解除(退所)されても異議ありません。 保護者住所 ) まんのう町 ( ₹ (日中に連絡のつく電話番号) 保護者氏名 連絡先 (児童との続柄: (2年以内転入された方のみ) 転入前住所 ※所得課税証明書が必要な場合があります。 ( 4/1時点の年齢 歳 性別 出生順位 (ふりがな) 児童氏名 月 日生 男•女 令和 年 第 子 希望理由:( 第1希望 入所希望施設 第2希望 希望理由:( 第3希望 希望理由:( 保育利用希望期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで ○入所児の家庭の状況(兄弟姉妹と同時申し込みの場合、以下の欄はいずれかの申込書に記入していただければ構いません。) (ふりがな) 勤務先 児童と 障害・疾病の有無 生年月日 備考 氏 名 の続柄 (職業) (有の場合具体的に) 令·平·昭·大 無·有( 令·平·昭·大 入所児の 無·有( ) 世帯員 令·平·昭·大 (別世帯で 無·有( ) も同住所に 令·平·昭·大 居住してい 無·有( る場合は記 令·平·昭·大 入して下さ ) 無·有( い。また、 別居でも同 令·平·昭·大 無・有( ) 一世帯の場 合は記入し 令·平·昭·大 ) 無·有( て下さい) 令·平·昭·大 無・有( 祖父母の氏名 勤務先 障害・疾病の有無 生年月日 住所 (別居かつ別世帯の祖父母について記入) (職業) (有の場合具体的に) 無·有( 町内·町外 祖父 平·昭·大 父 方 祖母 平:昭:大 無·有( 町内·町外 町内·町外 祖父 平·昭·大 無·有( 母 方 平:昭:大 町内 • 町外 祖母 無・有( 保育の利用を必要とする理由(該当する数字を記入して下さい) 生活保護受給 有・無 父( )具体的理由( 児童扶養手当(母子・父子 有・無 家庭に関する手当) の受給 母 ( ) 具体的理由( ※町記載欄:第 子( / 1. 家庭外労働 2. 家庭外労働(産休・育休中)3. 家庭内労働 国区分(全・半・無)町区分(全・半・無) 4. 出産 5. 疾病等 6. 看護介護等 7. 災害 8. 求職 (均等割有・均等割無) 所得割額 町階層 国階層 9. 求職(内定済) 10. 修学 11. その他

利用調整指数:父:

## 下記設問で、該当する欄の□にチェック(☑)または、必要事項をご記入ください。

1.	これまでの保育状況について伺います。 現在の保育状態は □ 家庭で保育 □ 保育所 (園)・認定こども園 ⇒ (施設名: ) □ 職場内託児所・幼稚園 ⇒ (施設名: ) □ その他 ⇒ (施設名: )
2.	希望施設に入園できなかった場合について伺います。
	□空きが出るまで待機する。
	□希望施設以外でも、入園可能な施設があれば入園を希望する。
	(備考:
3.	兄弟姉妹と同一の施設に入園できない場合について伺います。(申込児童に兄弟姉妹がいる場合のみご回答ください。)
	□兄弟姉妹が同一時期に同一施設へ入園できるまでは待機する。
	□兄弟姉妹と別の施設でも入園できればよい (ただし、いずれかが入園できない場合は待機する)。
	□1人でも入園できればよい。
4.	現在町外在住で、保育利用希望開始日の前日までにまんのう町に転入される予定の方に伺います。
	(ア) 現住所(〒 - : )
	(イ) 転入の時期(令和 年 月 日)
	(備考:
5.	現在まんのう町在住で、入園後に転居のご予定のある方に伺います。
	(ウ) 転居予定先(□町内・□町外)
	(エ) 転居の時期(令和 年 月 日)
	※町外に転出される場合、転出した時からこども園・保育所の利用が出来なくなります。
6.	児童の健康上の配慮等について伺います。
	障害・疾病やアレルギーの有無、児童の発達で気になるところなどがありましたら、以下の()内に詳しくご記入ください。
7.	緊急連絡先をご記入ください。
	(ア)携帯電話(父: )(イ)携帯電話(母: )
	(ウ)他連絡先( )
8.	保育時間の希望について、該当する欄の□にチェック ( <b>☑</b> ) してください。
	(※ただし、新規入園児の場合、入園後1ヶ月程度はならし保育での保育時間となります。)
	□保育短時間(8:30~16:30)
	□保育標準時間 公立 7:30~18:00 ※ただし、満 1 歳に満たない児童は 8:30~16:30
	私立 7:30~18:30

※保育標準時間を希望する場合は、就労証明書・保育標準時間認定証明書(同居又は同一世帯の祖父母の証明)などが必要です。就労予定や育児休暇中などの場合は、原則保育短時間での認定となります。